



# 国民年金だより No.189



保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)  
岡谷年金事務所 ☎23-3661

会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入していることになります。

## 厚生年金

## 国民年金(基礎年金)

### 第1号被保険者

自営業者、学生など

※月額16,980円(令和6年度)  
納付書・口座振替・クレジットカードなどで納付できます。

### 第2号被保険者

会社員、公務員など

※国民年金保険料は、厚生年金保険料として給料の中から徴収されますので、ご自分で納める必要はありません。

### 第3号被保険者

第2号被保険者に  
扶養されている配偶者

※国民年金保険料のお支払いは不要です。第2号被保険者の給料からの徴収もありません。

## こんなときは、加入する年金の種類が変わるため、市役所へ届出が必要です

どなたが	こんなとき	届出に必要なもの
第2号被保険者	60歳になる前に会社などを退職したとき	離職証明など退職日が確認できる書類
第3号被保険者	配偶者が退職したときや、離婚や収入増により配偶者の加入する健康保険等の被扶養者でなくなったとき	扶養喪失証明など喪失日が確認できる書類
	配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が生じたとき	
第1号被保険者	日本から出国するとき、または海外から入国するとき	

### 届出に共通して必要なもの

- 届出をする方の本人確認書類
  - ①顔写真のついたもの場合は1点
  - ②顔写真のないもの場合は2点  
(保険証、通帳、キャッシュカード、年金手帳、学生証など)
- 被保険者のマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの

### 《こんなときは勤務先でのお手続きが必要です》

どなたが	こんなとき
第1・3号被保険者	60歳になる前に就職して厚生年金に加入したとき
第1号被保険者	●配偶者の就職により健康保険等の被扶養者となったとき
	●結婚や収入減により配偶者の加入する健康保険等の被扶養者となったとき
第3号被保険者	配偶者が転職したときや、配偶者の加入制度が変わったとき
第2号被保険者	退職して配偶者の加入する健康保険等の被扶養者となったとき

## スマートフォンアプリでも納付できます。

スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済でも納付ができます。

### ご利用に必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ

### 対象決済アプリ



決済の流れなどご利用方法については、日本年金機構ホームページ(QRコード)をご覧ください。

日本年金機構 スマホ決済

